破産債権の特別調査期間

平成２２年（フ）第２４８号
宮崎市大工３丁目307番地２
破産者　株式会社ウェルサポート
特別調査期間　平成23年３月10日から平成23年３月17日まで
平成23年２月17日　　宮崎地方裁判所破産係

債権者集会招集

平成２０年（フ）第１９４号
長崎県佐世保市本島町１番15号
破産者　株式会社オガタ
１　期日　平成23年３月25日午後３時
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年２月９日
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第１号
秋田県大館市字板子石境154番地３
清算株式会社　株式会社石川工建
清算人　伊藤　講也
１　決定年月日　平成23年２月15日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
秋田地方裁判所大館支部

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第２１２０号
東京都品川区西五反田７丁目22番17号
清算株式会社　株式会社アニマ・ジャパン
１　決定年月日　平成23年２月16日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

監 督 命 令

平成２３年（再）第５号
大阪府堺市美原区北余部501番地４
再生債務者　株式会社楠村熔断工業所
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　大阪市北区堂島浜１丁目１番５号　大阪三菱ビル６階　梅田総合法律事務所　弁護士　沢田　篤志
３　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからケまでに掲げる行為
平成23年２月10日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続開始

平成２３年（再）第１号
北海道石狩郡当別町弥生52番地８
再生債務者　株式会社当別上田商店
代表者代表取締役　上田　正英
１　決定年月日時　平成23年２月15日午前11時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年３月８日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成23年４月12日から平成23年４月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（再）第２号
大阪府東大阪市長栄寺20番13号
再生債務者　ヨシキ鋼材株式会社
１　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年３月17日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成23年５月10日から平成23年５月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再）第３３号
大阪市西区川口３丁目７番29号、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区本町橋８番３号
再生債務者　唐木栄研株式会社
１　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年３月17日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成23年４月26日から平成23年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２２年（再）第１号
神奈川県藤沢市石川６丁目１番地の１
再生債務者　株式会社矢部自動車
１　決議に付する再生計画案　平成23年２月７日付け再生債務者提出の再生計画案
２　債権者集会
⑴　期日　平成23年３月18日午前10時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
３　議決権不統一行使の通知期限　平成23年３月16日
平成23年２月15日
横浜地方裁判所第３民事部

再生計画認可

平成２２年（再）第１号
北海道上川郡鷹栖町2889番地50
再生債務者　株式会社旭川アルダス
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年２月10日までに、書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成23年２月14日　　旭川地方裁判所民事部

再生手続終結

平成１９年（再）第１号
山形県天童市大字芳賀字稲荷田1009番地
再生債務者　マルマサ商事株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可決定の確定後３年を経過
平成23年２月15日　　山形地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２２年（再イ）第６７号
佐賀県佐賀市久保田町大字久保田2067番地10
再生債務者　井澤　隆秀
１　決定年月日時　平成23年２月８日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年３月８日まで
４　一般異議申述期間　平成23年３月22日から平成23年３月29日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（再イ）第４号
秋田市泉菅野２丁目８番10号
再生債務者　松本　　寿
１　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年３月９日まで
４　一般異議申述期間　平成23年３月23日から平成23年３月31日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（再イ）第１２号
埼玉県川口市原町１番15号
再生債務者　石鍋　宏幸
１　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年３月９日まで
４　一般異議申述期間　平成23年３月23日から平成23年３月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２２年（再イ）第１１３号
千葉県四街道市大日168番地17
再生債務者　篠原　喜一
１　決定年月日時　平成23年２月16日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年３月９日まで
４　一般異議申述期間　平成23年３月23日から平成23年４月６日まで
千葉地方裁判所佐倉支部